

# みんなの力で安全で快適なまちづくり

## 桑名市狭あい道路整備等促進事業

狭あい道路は、十分な幅員がある道路に比べて車や人がすれ違う際の危険性が高く、緊急時の避難・救助活動や消火活動が遅れる原因になってしまふことがあります。

また、日常生活においても、日当たりや風通し等に悪影響を与えてしまうことから、まちの安全性や快適性を向上させることを目的として、後退用地等を寄附いただき 4メートルに拡幅整備を行っていきます。

### 対象となる道路

幅員が 4 m 未満の道路で、次のいずれかに該当する道路。

建築基準法第 4 2 条第 2 項に該当する道路。

道路法第 3 条第 4 号に規定する道路。

その他市長が必要と認めた道路。

### 事業の内容

後退用地等を市に寄附いただいた方には報償金をお支払いします。

後退用地等の固定資産税評価額（上限 50 万円）

寄附いただいた後退用地等は市で拡幅整備を行います。

前面道路と同程度の整備。

寄附を行う前に所有者等が自ら工事を行うときは、あらかじめ用地監理室と協議を行ってください。

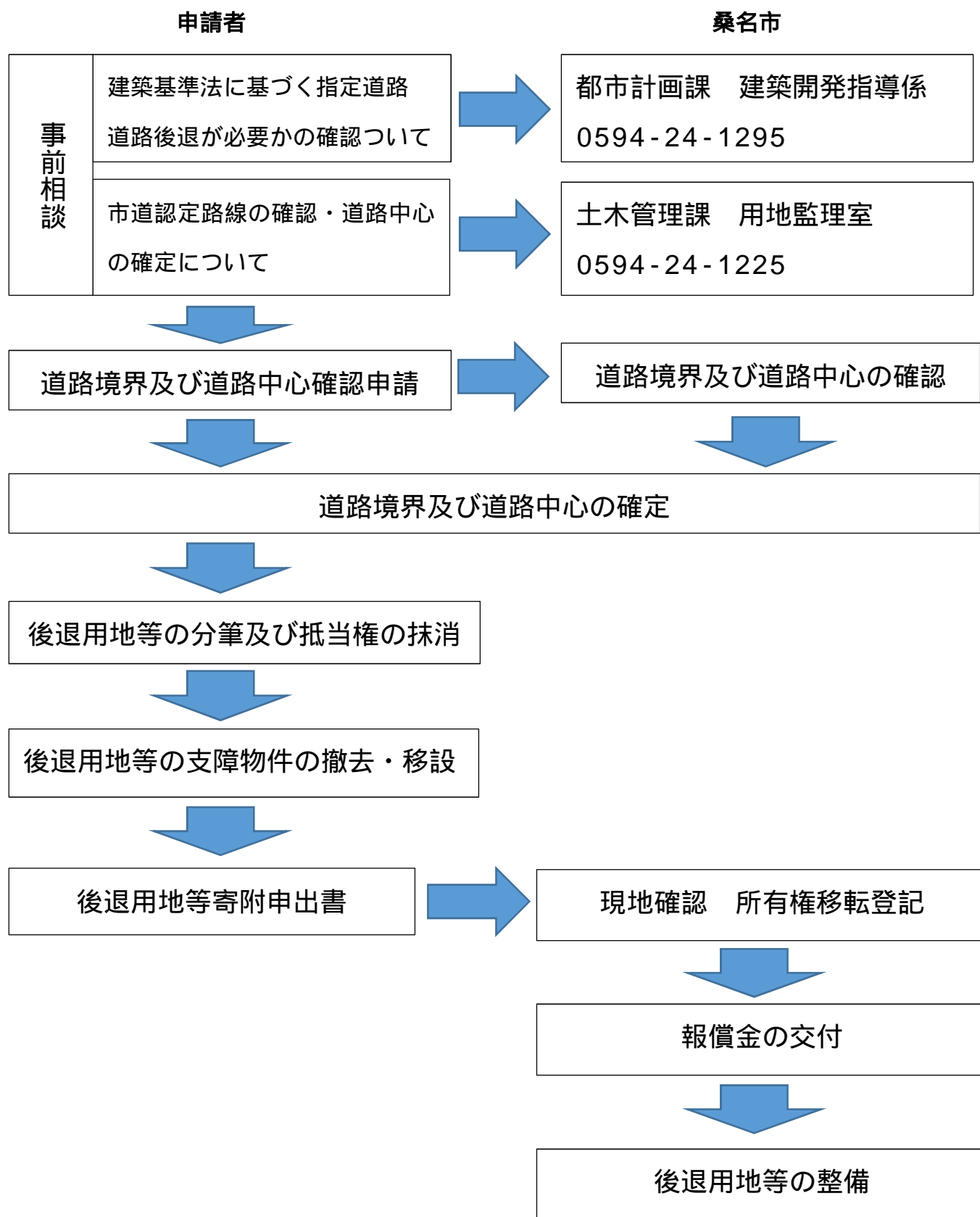
拡幅整備は、予算の範囲内で行うため、建築工事等に合わせて工事を行うことはできません。

### 後退用地等の寄附の要件

- (1) 後退用地等の境界及び位置が明確であること。
- (2) 後退用地等に所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし設定された権利その他特殊な義務が本市の利益を害さないと認めるときは、この限りではない。
- (3) 後退支障物件がないこと。
- (4) 後退用地等に存する水路の排水が、関係権利者以外が所有する水路に流入しないこと。
- (5) 後退用地等のうち、寄附をしない用地がないこと。

上記以外に土地と道路に高低差がある場合など、現地の条件によっては、お受けすることができない場合がありますので、事前に用地監理室と協議を行って下さい。

# 手続きの流れ



※予算の範囲内での整備のため、整備時期の指定はできません。